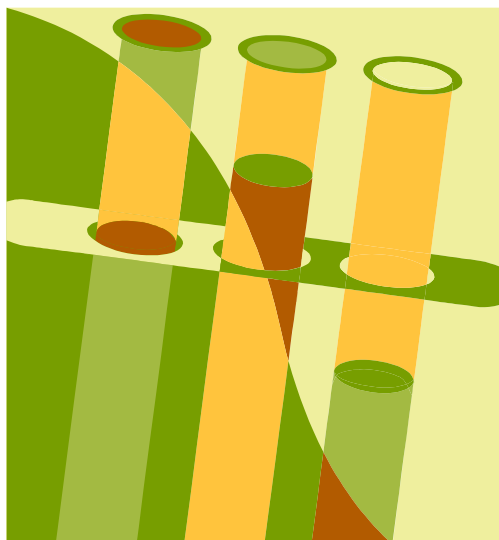


# 4 化学物質





## (1) 令和5年度 ダイオキシン類の状況について

所沢市では、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況について調査測定を行っています。  
測定結果は、下記測定項目において全て環境基準を達成しています。

### ■ダイオキシン類測定項目(令和5年度)

測定地点	教育センター	東所沢測定局	三ヶ島まちづくり	金井(水域名)不老川橋	清柳(水域名)柳瀬川橋	下安松
測定項目						

### ○大気試料

大気(PCDD+PCDF、CO-PCB)	○	○	○			
----------------------	---	---	---	--	--	--

### ○水質試料

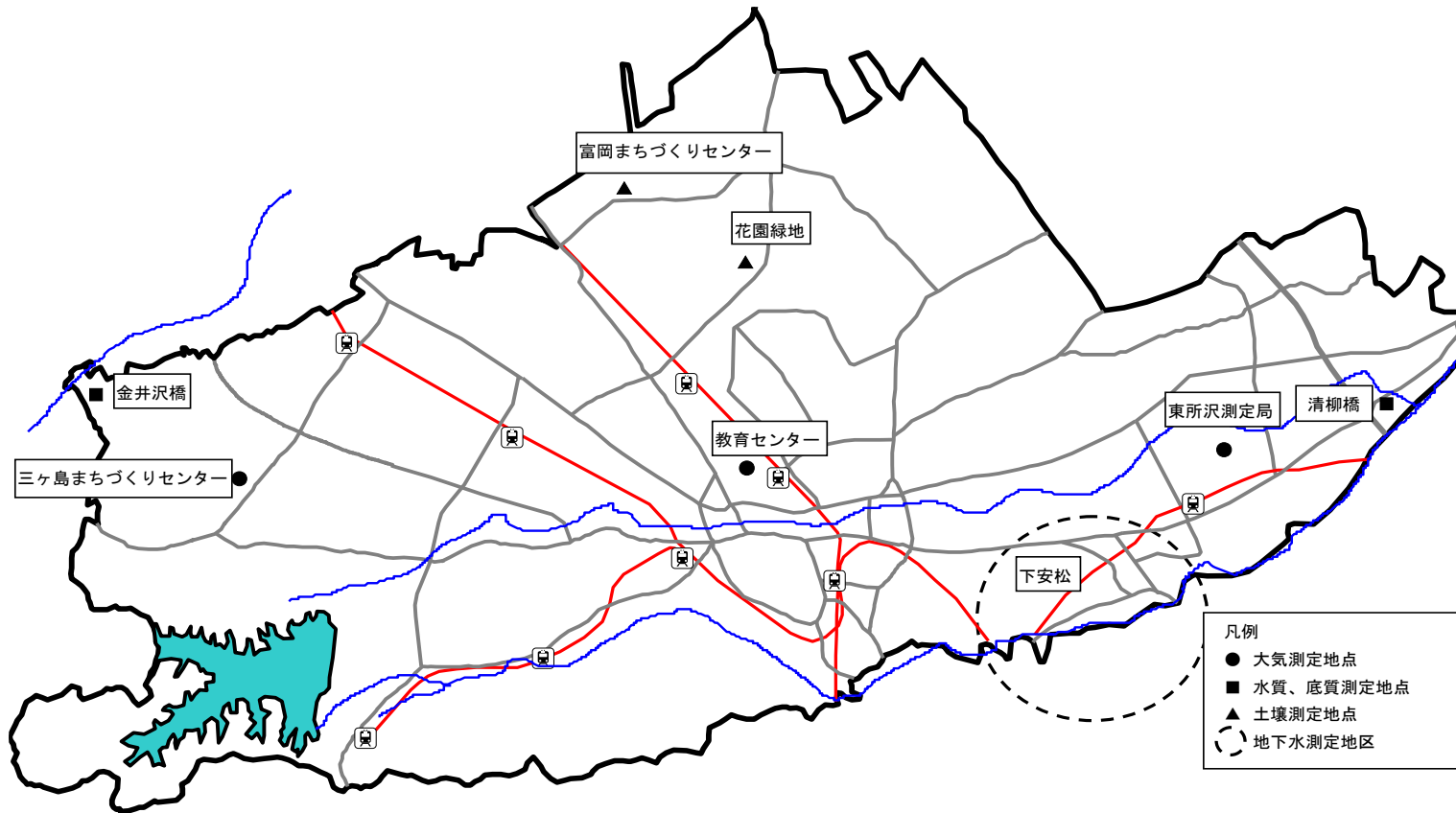
河川水(PCDD+PCDF、CO-PCB)				○	○	
河川底質(PCDD+PCDF、CO-PCB)				○	○	
地下水(PCDD+PCDF、CO-PCB)						○

測定地点	や老人憩せの荘	長栄寺南霊園	中央中学校	北秋津小学校	り富岡まちづくり	花園緑地	上新井西公園	大谷公園	三ヶ島中学校	林神社
測定項目										

### ○土壌試料

土壌(PCDD+PCDF、CO-PCB)					○	○				
----------------------	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

■ダイオキシン類測定地点(令和5年度)



## (2) ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6 pg- TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く)	1 pg- TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg- TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg- TEQ/g 以下 土壌にあっては、*調査指標値 250 pg-TEQ/g が定められています。 *調査指標値：環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとされています。

1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とします。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とします。

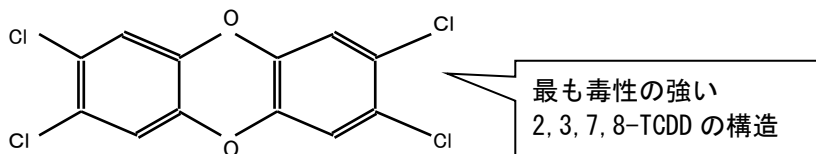
### ○ダイオキシン類

単位の説明

pg (ピコグラム) …… 1 兆分の 1 グラム

ng (ナノグラム) …… 10 億分の 1 グラム

TEQ (毒性等量) …… ダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (2, 3, 7, 8-TCDD) の毒性に換算して得られる量を言います。



(2, 3, 7, 8-TCDD) の毒性を 1 として他の種類の毒性を換算した係数 (TEF) を用います。

### ■ ダイオキシン類濃度 × TEF = TEQ (毒性等量)

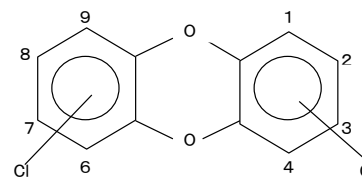
ダイオキシン類とは下図のとおり、

- ① ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- ③ コプラナー-PCB (Co-PCB)

の 3 種類 (ダイオキシン類対策特別措置法) となっており、現在、確認されている異性体数及び毒性等価係数が定められている異性体数の種類は下記のとおりです。

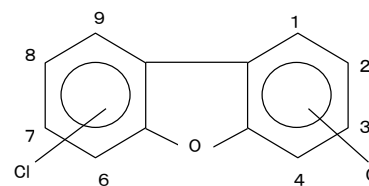
#### ① PCDD

異性体数：75 種類  
うち毒性あり：7 種類



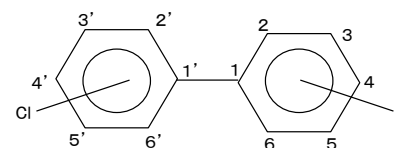
#### ② PCDF

異性体数：135 種類  
うち毒性あり：10 種類



#### ③ Co-PCB

毒性あり：12 種類



### (3) 令和5年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条第1項の規定に基づき実施した令和5年度ダイオキシン類環境調査結果の概要をお知らせします。

## 2. 調査方法

試料種類	調査方法
大気	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月環境省 水・大気環境局 総務課 ダイオキシン対策室 大気環境課）」に準拠
河川水	「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K 0312（2020））」に準拠
河川底質	「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル（令和4年3月環境省 水・大気環境局水環境課）」に準拠
土壌調査	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月環境省水・大気環境局土壌環境課）」に準拠
地下水調査	「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K 0312（2020））」に準拠

## 1. 調査地点及び採取日

### 大気試料

調査地点		春季採取日	夏季採取日	秋季採取日	冬季採取日
A-1	東所沢測定局	令和5年 5月23日～ 5月30日	令和5年 7月11日～ 7月18日	令和5年 10月10日～ 10月17日	令和6年 1月9日～ 1月16日
A-2	教育センター				
A-3	三ヶ島まちづくりセンター				

### 水質及び底質試料

調査地点		採取日	
		河川水	河川底質
R-1、T-1	金井沢橋（不老川）	令和5年11月27日	令和5年11月27日
R-2、T-2	清柳橋（柳瀬川）	令和5年11月27日	令和5年11月27日

### 土壌

調査地点		採取日
S-10	富岡まちづくりセンター	令和5年11月9日
S-11	花園緑地	令和5年11月9日

### 地下水

調査地点		採取日
W-1	下安松	令和5年11月9日

### 3. 調査結果

#### 1) 大気試料

全ての調査地点において、大気に係る環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下(年平均値))を満足している状況にあった。

調査地点	毒性等量 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )				
	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
A-1 東所沢測定局	0.0056	0.011	0.0076	0.0099	0.0085
A-2 教育センター	0.0052	0.011	0.0071	0.010	0.0083
A-3 三ヶ島まちづくりセンター	0.0059	0.011	0.0074	0.011	0.0088
平均値	0.0056	0.011	0.0074	0.010	0.0085

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

#### 2) 水質及び底質試料

全ての調査地点において、水質、底質に係る環境基準(1pg-TEQ/以下、150pg-TEQ/g以下)を満足している状況にあった。

調査地点	水質における毒性等量 (pg-TEQ/ )	底質における毒性等量 (pg-TEQ/g)
R-1、T-1 金井沢橋 (不老川)	0.27	5.6
R-2、T-2 清柳橋 (柳瀬川)	0.064	0.46
平均値	0.17	3.0

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

#### 3) 土壌試料

全ての調査地点において、土壌に係る環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)を満足している状況にあった。

調査地点	毒性等量 (pg-TEQ/g)
S-10 富岡まちづくりセンター	29
S-11 花園緑地	5.6

全地点平均値	17
--------	----

毒性等量の算出の際、定量下限未満の数値はゼロとして算出した。

#### 4) 地下水試料

全ての調査地点において、水質に係る環境基準(1pg-TEQ/以下)を満足している状況にあった。

調査地点	毒性等量 (pg-TEQ/ )
W-1 下安松	0.058

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

#### 4. ダイオキシン類摂取量(暴露評価)の推定

本調査結果に基づくダイオキシン類摂取量(暴露評価)の推定結果は、0.45pg-TEQ/kg/日であり、耐容一日摂取量(4pg-TEQ/kg/日)を下回っている状況にあった。

	摂取量(pg-TEQ/kg/日)			
	大気 <sup>1</sup>	土壌 <sup>2</sup>	食物 <sup>3</sup>	合計
最大値	0.003	0.011	0.42	0.43
最小値	0.002	0.010		0.43
平均値	0.003	0.010		0.43

1 「ダイオキシンリスク評価検討会報告書(平成9年5月)」と同手法により算出した。

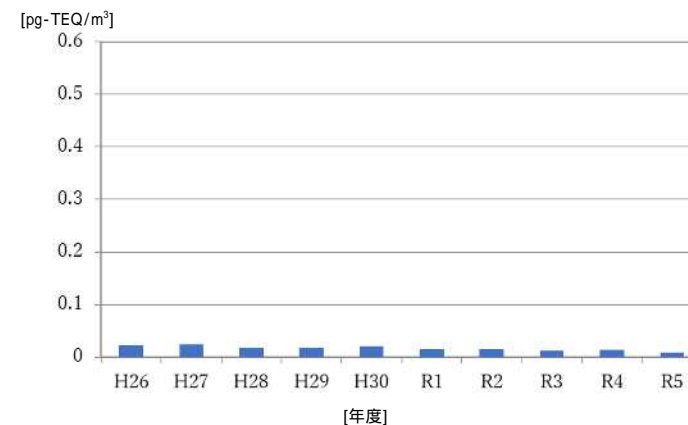
2 「土壌中のダイオキシン類に関する検討会第一次報告(平成11年7月)」と同手法により算出した。

3 令和3年度厚生労働省調査(食品からのダイオキシン類一日摂取量調査)結果における平均値を用いた。

#### 5. 大気中のダイオキシン類濃度の推移

調査開始年度の平成9年度(0.78pg-TEQ/m<sup>3</sup>)以来、大気中ダイオキシン類濃度は低下傾向にありました。過去10年の経年変化は次図表に示したとおりです。

大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.023	0.025	0.017	0.017	0.021	0.015	0.016	0.013	0.014	0.0085

毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

6. 焼却施設の設置状況の推移

平成8年度末からの焼却施設数の減少率は、下表のとおり98%でした。

焼却施設の設置状況

施設の種類	平成8年度末	令和5年度末	減少率(%)
施設A(200kg/時～)	25	4	84
施設B(100kg/時～200kg/時)	61	2	97
施設C・D(30kg/時～100kg/時)	409	6	99
合計	495	12	98

平成8年度末の施設B、C、Dの施設数は、平成11年度の設置調査から推定したものです。  
所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例の一部改正(平成14年12月施行)に伴い、令和3年度末現在、焼却能力30kg/h未満の焼却施設が18施設届出されています。

7. 今後の対応

- 1) ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、引き続き、ダイオキシン類の常時監視を実施します。
- 2) 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例等の関係法令に基づき、焼却施設等の発生源に対する監視指導を引き続き重点的に実施します。

参考資料

<大気試料採取時における気象状況>

調査日	調査地点	平均気温(℃)	平均湿度(%)	平均風速(m/sec)	主風向
令和5年5月23日～30日	東所沢測定局	20.0	67	2.0	南
令和5年7月11日～18日	東所沢測定局	31.1	61	1.7	南
令和5年10月10日～17日	東所沢測定局	18.6	65	1.6	北
令和6年1月9日～16日	東所沢測定局	4.7	49	1.9	北



## (4) 化学物質の排出量・移動量の集計結果

令和4年度所沢市P R T R届出データの概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「化管法」という。)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれがある「第1種指定化学物質(462物質)」、「第2種指定化学物質(100物質)」及び「県条例で定める化学物質(44物質)」について、所沢市内の対象事業者の環境への排出量・移動量・取扱量を集計したので、お知らせします。

本発表は、令和4年度中に事業者が把握した排出量・移動量・取扱量について、令和5年4月1日から令和5年6月30日(電子届出のみ令和5年7月31日)までの間に行われた届出をもとに集計しています。

### 集計結果の概要

- ・排出量・移動量は、市内38事業所(全9業種)から合計43物質について届出がありました。
- ・届出が最も多かった業種は燃料小売業(27件)です。
- ・市内の総排出量は15.3トン、総移動量は19.2トン、総排出量・総移動量合計で34.5トンとなっています。このうち大気へは15.3トン(総排出量・総移動量の44%)が排出されています。
- ・排出量が多かった化学物質は、トルエン(5.2トン)、トリクロロエチレン(5.0トン)、ノルマル-ヘキサン(3.2トン)、1-プロモプロパン(0.9トン)であり、排出量が多かった業種は、燃料小売業(5.3トン)、金属製品製造業(3.8トン)、その他の製造業(3.7トン)の順となっています。

### 経年変化の概要

- ・届出数は減少傾向にあり、59件(平成17年度)から38件(令和4年度)になり、排出量・移動量の合計も、151トン(平成18年度)から34.5トン(令和4年度)と減少しています。
- ・平成22年度にフロン的一种であるHCFC-141bの排出・移動がなくなってから、1-プロモプロパン・トリクロロエチレン・トルエンの3物質が移動量・排出量の大部分を占めています。

## 1. 令和4年度排出量・移動量の集計結果の概要

### (1) 事業所届出状況

令和4年度における事業者が把握した排出量・移動量について、市内で38事業所から届出がありました。(表1参照)

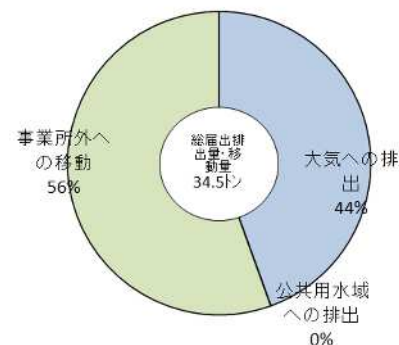
### (2) 届出排出量・移動量・取扱量

排出量・移動量・取扱量

事業者から届出のあった総排出量は15.3トン、総移動量は19.2トン、合計34.5トンです。(表2参照)

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、市内39事業所から報告された化学物質の令和4年度取扱量は、15,548.7トンです。(表3参照)

排出量・移動量の構成



総排出量：15.3トン(排出・移動量比、公共用水域含む44%)

大気への排出 : 15.3トン  
公共用水域への排出 : 0トン  
土壌への排出 : 0トン  
事業所内での埋立処分 : 0トン

総移動量：19.2トン(同56%)

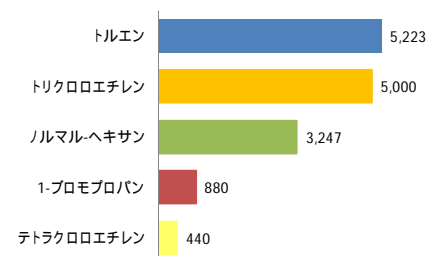
事業所外への移動 : 19.2トン  
下水道への移動 : 0トン

### 排出量の多い物質

排出量の多い5物質の合計は14.8トンで、総排出量15.3トンの96%を占めます。(表4参照)

### 排出量の多い5物質

(kg/年)



### 業種別の排出量・移動量

排出量・移動量の多い5業種の合計は32.2トンで、総排出量・総移動量の合計34.5トンの93%を占めます。(表5参照)

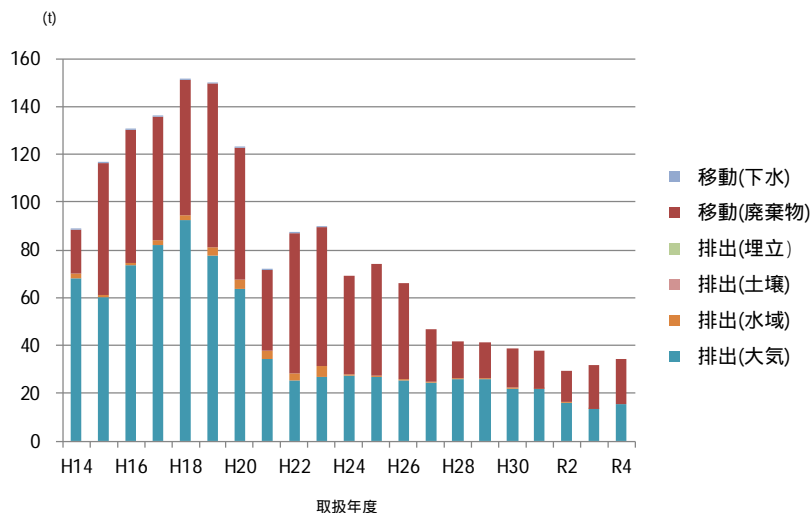
また、業種別の排出量・移動量と、排出・移動先の内訳は表6、排出量・移動量の多い3業種における、排出量・移動量上位3物質とその量については表7のとおりです。

## 2. 排出量・移動量の経年変化について

### (1) 排出量・移動量の推移

総排出量・総移動量の合計は、令和4年度は34.5トンであり、平成18年度をピークに減少傾向にあります。(表9参照)

#### 届出排出量・移動量の経年変化



### (2) 化学物質種類別の排出量・移動量の推移

令和3年度まではトリクロロエチレンが排出量・移動量の最も多い物質でしたが、令和4年度は1-ブロモプロパンが最も多い物質となっています。(表10参照)

### (3) 排出量・移動量の多い3物質

**排出量** 上位3物質のうち、平成30年度、令和元年度はトルエンが最も多い物質でしたが、令和2年度はトリクロロエチレンが最も多い物質となりました。令和3年度から再びトルエンが最も多い物質となりました。(表11参照)

**移動量** 令和元年度まではトリクロロエチレンが最も多い物質でしたが、令和2年度は1-ブロモプロパン、令和3年度は銅水溶性塩が最も多い物質となり、令和4年度は再びトリクロロエチレンが最も多い物質となりました。(表12参照)

### (4) 排出量・移動量の多い3業種の推移

**排出量** 長年、上位3業種に変動はありませんでしたが、令和2年度から、電気器具製造業に代わり金属製造業が排出量の多い3業種となっています。(表11参照)

**移動量** 長年、上位3業種の順位に変動はなく、電気機械器具製造業が移動量の最も多い業種となっています。(表12参照)

詳細については、市ホームページ(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>)をご覧ください。

#### 参 考

経済産業省 製造産業局化学物質管理課  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html)

環境省 環境保健部環境安全課 PRTR インフォメーション広場  
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)  
<https://www.nite.go.jp/>

埼玉県 環境部大気環境課  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0504/index.html>

## 令和4年度排出量・移動量の集計結果

業種別の届出状況(表1)

(単位:事業所)

業種名		全国	市内
		届出数	届出数
製造業	プラスチック製品製造業	1,015	1
	金属製品製造業	1,776	1
	電気機械器具製造業	1,137	2
	輸送用機械器具製造業	956	1
	その他の製造業	97	1
石油卸売業		433	1
燃料小売業		14,128	27
洗濯業		116	1
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)		1,650	3
合計(全国は他を含む)		32,209	38

届出排出量・移動量(表2)

(kg/年)

	届出数	排出量					移動量			排出量・移動量	
		大気	共用水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	合計	割合%
全国	32,209	110,994,779	6,255,780	2,227	5,060,586	122,313,372	246,294,596	786,541	247,081,137	369,394,509	100
埼玉県	1,378	5,160,479	222,863	0	0	5,383,342	7,620,474	21,753	7,642,227	13,025,568	3.53
所沢市	38	15,337	7	0	0	15,344	19,150	0	19,150	34,494	0.01

- 表1・2の届出数は、化管法に基づく「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の届出件数です。
- 大気：大気への排出 水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分
- 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動 下水道：下水道への移動
- 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ(ダイオキシン類を除き小数点第1位まで)の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したものの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

埼玉県生活環境保全条例に基づく届出取扱量(表3)

(kg/年)

	届出数	取扱量			
		第一種	第二種	その他	合計
埼玉県	1469	495,917,640	507,940	115,686,280	612,111,860
所沢市	39	15,474,520	1,400	72,730	15,548,650
割合(%)		3.1	0	0.1	2.5

1 表3の届出数は、埼玉県生活環境保全条例に基づく「特定化学物質取扱量報告書」の届出件数です。

2 「第一種」「第二種」とは、それぞれ、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律で定める「第一種指定化学物質」(462物質)、「第二種指定化学物質」(100物質)のことです。「その他」とは、埼玉県生活環境保全条例に基づき、人や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質として埼玉県が独自に定めた物質(44物質)のことです。

排出量の多い5物質とその量(表4)

(kg/年)

	排出量の多い5物質									
	1		2		3		4		5	
全 国	トルエン	41,854,095	キシレン	19,928,341	エチルベンゼン	14,080,605	ノルマル-ヘキサン	8,613,238	塩化メチレン	8,171,238
埼 玉 県	トルエン	3,288,658	塩化メチレン	409,091	ノルマル-ヘキサン	373,905	キシレン	356,439	エチルベンゼン	210,331
所 沢 市	トルエン	5,223	トリクロロエチレン	5,000	ノルマル-ヘキサン	3,247	1-プロモプロパン	880	テトラクロロエチレン	440

1-プロモプロパン・トリクロロエチレン・ジクロロメタン(別名塩化メチレン)は金属洗浄などに用いられています。

排出量・移動量の多い5業種とその量(表5)

(kg/年)

	排出・移動量		排出量		移動量	
	全国	所沢市	全国	所沢市	全国	所沢市
1	化学工業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	燃料小売業	化学工業	電気機械器具製造業
	101,287,470	13,051	16,399,910	5,317	87,472,019	12,170
2	鉄鋼業	輸送用機械器具製造業	化学工業	金属製品製造業	鉄鋼業	輸送用機械器具製造業
	86,600,018	5,800	13,815,451	3,800	84,159,444	4,600
3	プラスチック製品製造業	燃料小売業	プラスチック製品製造業	その他の製造業	医療品製造業	洗濯業
	22,433,047	5,317	13,647,327	3,700	14,844,760	1,800
4	輸送用機械器具製造業	金属製品製造業	船舶製造・修理業	輸送用機械器具製造業	電気機械器具製造業	金属製品製造業
	20,032,833	4,380	11,110,762	1,200	11,661,061	580
5	金属製品製造業	その他の製造業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	プラスチック製品製造業	一般廃棄物処理業(ごみ収集分に限る)
	19,237,591	3,700	10,624,026	881	8,785,719	0

業種別の届出排出量・移動量とその内訳(表6)

(kg/年)

業種	排出量					移動量			排出量・移動量合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	
プラスチック製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属製品製造業	3,800	0	0	0	3,800	580	0	580	4,380
電気機械器具製造業	881	0	0	0	881	12,170	0	12,170	13,051
輸送用機械器具製造業	1,200	0	0	0	1,200	4,600	0	4,600	5,800
その他の製造業	3,700	0	0	0	3,700	0	0	0	3,700
石油卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃料小売業	5,317	0	0	0	5,317	0	0	0	5,317
洗濯業	440	0	0	0	440	1,800	0	1,800	2,240
一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る)	0	7	0	0	7	0	0	0	7

排出量・移動量の多い3業種における物質とその量（表7）

業種：電気機械器具製造業

(kg/年)

物質名	排出量					移動量			排出量・移動量合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
塩化第二鉄	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1-プロモプロパン	880	0	0	0	880	12,000	0	12,000	12,880
ホルムアルデヒド	1	0	0	0	1	170	0	170	171
メチレンビス(4,1-フェニレン) = ジイソシアネート	0	0	0	0	0	0	0	0	0
りん酸トリトリル	0	0	0	0	0	0	0	0	0

業種：輸送用機械器具製造業

(kg/年)

物質名	排出量					移動量			排出量・移動量合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
トリクロロエチレン	1,200	0	0	0	1,200	4,600	0	4,600	5,800

業種：燃料小売業

(kg/年)

物質名	排出量					移動量			排出量・移動量合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
エチルベンゼン	22	0	0	0	22	0	0	0	22
キシレン	173	0	0	0	173	0	0	0	173
1,2,4-トリメチルベンゼン	43	0	0	0	43	0	0	0	43
1,3,5-トリメチルベンゼン	2	0	0	0	2	0	0	0	2
トルエン	1,523	0	0	0	1,523	0	0	0	1,523
ノルマル-ヘキサン	3,247	0	0	0	3,247	0	0	0	3,247
ベンゼン	307	0	0	0	307	0	0	0	307

届出状況や排出量・移動量の経年変化

過去の集計結果は修正している場合があります。

方法別にみた届出状況の推移(表8)

(単位:件)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
電子による届出	21	27	16	18	23	27	25	23	23	19	19	14	17	20	25	28	33
紙面による届出	38	32	35	28	23	17	16	18	20	22	21	26	21	19	14	11	5
合計	59	59	51	46	46	44	41	41	43	41	40	40	38	39	39	39	38

排出量・移動量の推移(表9)

(単位:t/年)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
排出(大気)	92.7	77.4	63.8	34.6	25.4	26.9	27.5	27.1	25.4	24.4	26.1	26.0	22.2	21.8	16.0	13.3	15.3
排出(水域)	1.9	3.5	3.6	3.2	3.2	4.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.1	0
排出(土壌)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出量 合計	94.7	80.9	67.4	37.9	28.6	31.2	27.9	27.5	25.8	24.7	26.5	26.4	22.6	22.1	16.3	13.4	15.3
移動(廃棄物)	56.3	68.5	55.5	33.8	58.4	58.1	41.1	46.4	40.2	22.3	15.5	15.1	16.4	15.9	13.3	18.4	19.2
移動(下水)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動量 合計	56.5	68.7	55.6	34.0	58.6	58.2	41.2	46.4	40.2	22.3	15.5	15.1	16.4	15.9	13.3	18.4	19.2
排出量・移動量 合計	151.2	149.5	123.0	71.8	87.2	89.4	69.1	73.9	66.0	47.0	42.0	41.4	38.9	38.0	29.7	31.8	34.5

排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ(ダイオキシン類を除き小数点第1位まで)の合計について小数点第2位で四捨五入したもの。本集計表の排出量等の合計した数値とは異なる場合があります。

排出量・移動量の多い3物質の推移(表10)

(単位:t/年)

取扱年度	H30	R1	R2	R3	R4
1-プロモプロパン	---	9.8	6.5	5.4	12.9
トリクロロエチレン	10.9	9.9	9.7	9.3	10.2
トルエン	7.1	6.1	4.4	---	5.2
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	6.6	---	---	6.9	---
上位3物質の排出量・移動量 合計	24.6	25.8	20.6	21.7	28.3
排出量・移動量に占める率	63.2%	67.9%	69.4%	68.2%	82.0%
排出量・移動量 合計	38.9	38.0	29.7	31.8	34.5

排出量の多い3項目の推移(表 11)

(単位:t/年)

取扱年度		H30	R1	R2	R3	R4
物質	トルエン	7.1	6.1	4.4	5.1	5.2
	トリクロロエチレン	3.9	4.7	5.6	3.6	5.0
	ノルマル - ヘキサン	---	---	2.9	2.9	3.2
	1 - プロモプロパン	5.5	5.8	---	---	---
	上位3物質の排出量 合計	16.5	16.6	12.9	11.6	13.5
	総排出量に占める率	73.0 %	75.1 %	79.1 %	86.6 %	88.2 %
業種	燃料小売業	5.4	5.3	4.8	4.8	5.3
	金属製品製造業	---	---	4.4	2.6	3.8
	その他の製造業	4.1	4.5	3.0	3.7	3.7
	電気機械器具製造業	7.4	6.3	---	---	---
	上位3業種の排出量 合計	16.9	16.1	12.2	11.1	12.8
	総排出量に占める率	74.8 %	72.9 %	74.8 %	82.8 %	83.7 %
総排出量		22.6	22.1	16.3	13.4	15.3

移動量の多い3項目の推移(表 12)

(単位:t/年)

取扱年度		H30	R1	R2	R3	R4
物質	1 - プロモプロパン	---	4.0	4.2	4.3	12.0
	トリクロロエチレン	7.0	5.2	4.1	5.8	5.2
	テトラクロロエチレン	1.6	---	---	---	1.8
	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	6.4	3.1	2.6	6.9	---
	上位3物質の排出量 合計	15.0	12.3	10.9	17.0	19.0
	総移動量に占める率	91.5 %	77.4 %	81.3 %	92.4 %	99.0 %
業種	電気機械器具製造業	7.7	8.0	7.8	11.4	12.2
	輸送用機械器具製造業	5.5	4.6	3.2	4.9	4.6
	洗濯業	1.6	1.8	1.5	1.2	1.8
	上位3業種の排出量 合計	14.8	14.4	12.5	17.5	18.6
	総移動量に占める率	90.2 %	90.6 %	93.2 %	95.1 %	96.9 %
総移動量		16.4	15.9	13.4	18.4	19.2